台帳登録閲覧システム中間ファイル検証環境貸出サービス

見積書兼申込書

お客様	企業・団体名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当者ご氏名	
貸出物件	ノートＰＣ［Corei7/RAM16GB/SSD500GB/RHEL6］機種番号１	
貸出数量	１セット	
利用予定期間	令和　年　４月　～　令和　年１１月（８か月間）	
価格	基本料金　70,000 円／貸出月額　15,000 円（税抜） 77,000 円／　16,500 円（税込）	
貸出金額	（77,000 円＋16,500 円×利用予定月数）×貸出数量 ２０９，０００円	
備考	貸出物件又は請求書の送付先を上記所在地以外にする場合はご記入ください。	

上記のとおり貸し出しを申し込みます。本件貸出に係る契約に際し、台帳登録閲覧システム中間ファイル検証環境貸出約款の内容に同意します。

一般財団法人建築行政情報センター
理事長　後藤　隆之　様

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

SAMPLE

台帳登録閲覧システム中間ファイル検証環境貸出約款

台帳登録閲覧システム中間ファイル検証環境貸出申込書（以下「申込書」という。）に記載のお客様（以下「甲」という。）と一般財団法人建築行政情報センター（以下「乙」という。）との間の賃貸借契約（以下「本契約」という。）について、申込書に記載又は取り決め等による特約のない場合は、この約款を適用します。

第１条（貸出物件）

乙は甲に申込書記載の貸出物件（以下「物件」という。）を賃貸し、甲はこれを借り受けます。

第２条（貸出期間）

貸出期間は、乙が甲に物件を引き渡した日の翌月１日より開始され、甲が乙に物件を返送した日の月末までとします。

２　貸出期間は、甲と乙の合意により１か月を単位として延長又は短縮することができます。

第３条（貸出金額）

乙は、貸出期間満了後、申込書記載の貸出金額（前条第２項に基づき貸出期間を延長した場合は、申込書記載の貸出月額（以下「貸出月額」という。）に延長又は短縮した月数を乗じた金額を加算又は控除した金額。）を甲に請求します。

２　甲は乙に対して請求書記載の貸出金額を、請求書を受領した日の翌月末までに、請求書記載の支払方法によって支払います。

第４条（引き渡し）

乙は物件を申込書記載の所在地において引き渡し、それに要した費用は乙の負担とします。

第５条（担保責任）

乙は甲に対して、物件の借受時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

２　甲が乙に対して、物件の引渡日後２日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。

３　甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理し又は取り替えます。この場合には、乙は物件使用不能期間中の貸出金額を減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。

４　乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第６条（物件の保管、使用、維持）

甲は、物件の保管及び使用に当たり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱い、物件の保管、使用及び維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。

２　甲は、乙の事前の書面による承諾なくして物件の改造、加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡又は物権の転貸をしません。

３　物件自体又はその設置、保管若しくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。

４　甲は、物件を譲渡、又は物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

第７条（ソフトウェアの複製等の禁止）

物件にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為をしません。

(1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部を第三者に譲渡しもしくはその再使用権を設定し、又は第三者に複製、使用させること

(2) ソフトウェアの全部又は一部を複製すること

(3) ソフトウェアを改変すること

２　甲は、乙又は乙の代理人からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。

第８条（物件の滅失、毀損）

甲が自己の責により物件を滅失（修理不能又は所有権の侵害を含む）、毀損（所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対して代替物件の購入代価又は物件の修理代を支払います。

２　前項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、貸出期間中は貸出金額の支払義務を免れません。

第９条（契約解除）

甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙は催告又は告知なく本契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保及び物件の保全等に要した費用並びに貸出月額に基づいて算出した解約日迄を貸出期間とする貸出金額を損害賠償金として支払います。

(1) 甲が破産、民事再生法、会社更生法、整理等の申立てをなし又は受けたとき

(2) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき

(3) 故意又は重大な過失により、物件に修理不能の損害を与え又は滅失したとき

(4) その他本契約の各事項のいずれかに違反したとき

第 10 条（物件の返還）

本契約が期間満了により終了し又は前条の規定によって解除されたときは、甲は乙の指定する場所へ物件を直ちに返還します。それに要した費用は乙の負担とします。

２　前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、又は毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して第８条に基づく損害賠償金額を支払います。

３　甲は、乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、貸出月額に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払います。この場合の損害金は、１か月単位で計算します。

４　乙は、物件が返還された際に物件以外の物品が同梱されていた場合には、３か月保管の上、それを過ぎた場合には理由を問わず破棄するものとし、当該同梱品に係る補償又は責任を負わないものとします。

第 11 条（費用負担）

本契約に基づく甲の債務の支払に関する一切の費用は甲の負担とします。

２　消費税額及び地方消費税額は、甲の負担とします。消費税等額が増額されたときは、甲は、乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。

３　甲が本契約に基づく債務の支払を遅延した場合、遅延の日から完済に至るまでの遅延損害金約定利率（契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。）の割合による遅延利息を支払います。

第 12 条（反社会勢力の排除）

甲は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）

(2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

(3) 自己又は第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者

(4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者

２　甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(3) その他前各号に準ずる行為

３　甲が前２項に違反したときは、乙は、催告のみならず通知も行わず本契約を直ちに解除することができます。これにより甲に損害が生じた場合にも、乙はなんらの責任も負担しません。

第 13 条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他の乙の責に帰することのできない事由に起因する乙の履行遅延又は履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとします。

２　前項の場合、乙は甲に対し通知の上、本契約の全部又は一部を変更又は解除することができます。

第 14 条（合意管轄）

本契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

附則

この約款は、令和２年８月１日以降に締結される台帳登録閲覧システム中間ファイル検証環境貸出に係る契約に適用します。